

鳩山町罹災証明書等交付事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、罹災証明書及び被災届出証明書（以下「証明書」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 この基準は、火災に係る罹災については除外とする。

(交付対象)

第3条 証明書の交付対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 居住者であり、所有者（同居家族の所有・共有を含む。）
- (2) 居住者（借家人）
- (3) 居住を伴わない所有者（同居家族の所有・共有を含む。）
- (4) 管理者
- (5) 使用者
- (6) その他町長が特に必要と認めた者

(証明書の種類及び内容)

第4条 証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める内容を証明する。

- (1) 罹災証明書 災害による住家の被害の程度及び非住家の損壊の有無等
- (2) 被災届出証明書 災害により被害を受けた住家及び非住家について、被害状況を確認し、被害の届出がなされたこと。

(証明手数料)

第5条 証明書については、証明手数料を徴収しない。

(証明書の申請)

第6条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明申請書又は被災届出証明申請書（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 自己判定方式により罹災証明書の交付を受けようとする場合は、被害状況が分かる書類等を提出しなければならない。

(証明書の交付)

第7条 町長は、前条第1項に定める申請書に基づき申請内容を審査し、必要に応じて実地調査をし、適当と認めるときは、罹災証明書又は被災届出証明書を交付するものとする。

2 町長は、前条第2項に定める申請書の提出があったとき又は被災届出証明書の交付を受けようとするときは、実地調査を省略することができる。

(罹災証明書の交付期間)

第9条 罹災証明書の交付期間は、災害発生日から3か月以内とする。ただし、災害の規模、被害状況等により期間を延長することができる。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年8月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年3月1日から施行する。